

令和4年11月17日

居宅介護支援事業所 管理者 様
地域包括支援センター 所長 様

香取市福祉健康部高齢者福祉課

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付について

日頃から本市の福祉行政にご支援とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、標記の件について、令和5年4月1日から取扱いを下記のとおりとします
ので、適切にご対応いただくようお願いいたします。

記

1. 例外給付の適用日（保険給付開始日）について

例外給付の適用日は、要介護認定有効期間の開始日としてきましたが、令和5年4月1日から確認依頼書等受理日を例外給付の適用日とします。令和5年4月1日以降に確認依頼書等を提出される場合は、例外給付の適用日にご注意ください。

ただし、やむを得ない事情により申請が遅れる場合は、貸与前に市へ連絡をお願いいたします。

2. 暫定利用の場合の手続きについて

これまで通り、認定の結果が出た後に確認依頼書等を提出してください。

認定結果を「軽度」と想定して暫定で福祉用具を利用する場合は、貸与開始前に、①医学的所見の確認②サービス担当者会議の開催③暫定プランの作成の後、④市へ暫定利用する旨の連絡をしてください。暫定利用の場合の例外給付の適用日は、【④市へ暫定利用する旨の連絡をした日】となります。

なお、確認依頼書等を提出される際の居宅サービス計画書の写しは、暫定プラン及び確定プランをご提出ください。

また、認定結果が出る前にサービスを開始する場合は、介護保険給付対象外になる可能性があることを利用者に説明し同意を得てください。

3. 軽度ではないと想定していたが、認定結果が軽度であった場合について

結果を確認後、速やかに市へ状況を連絡してください。

その後、医学的所見の確認等、例外給付の手続きを進めてください。適切に手続きがとられていれば、貸与開始日に遡って給付対象として認めます。

※「軽度」ではないと想定していたことの確認のため、暫定プラン及びプラン策定にかかるサービス担当者会議の記録も提出してください。